

平成 29 年度 第 7 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 29 年 10 月 5 日 (木) 午後 3 時 00 分～午後 3 時 45 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上 19 名
欠席委員	なし
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 嶋崎主査 廣末主事 以上 7 名
議 題	議案第 1 号 高知市農業施策等に関する意見書の提出について

開 会	会長 大野哲が議長となり、開会を宣す。 (午後3時00分)
議事録署名委員	議長が、西本統洋委員、上田博委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出についてです。</p> <p>作成の経過について、農業振興施策検討委員会委員長より説明願います。</p>
矢野委員	<p>議案第1号は、各項目別検討委員会から提出されました原案を元に、9月14日及び21日の運営委員会で協議した後、9月29日の農業振興施策検討委員会において出された意見を踏まえて修正したものです。</p> <p>なお、農業委員会法の改正により、法第38条第1項において「農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」と定められたことから、今年度から意見書の形式を、農地等の利用の最適化の推進に関する要望と、それに含まれない高知市の農業発展に関する要望及び国・県への要望としてまとめました。</p> <p>内容については、事前に運営委員及び農業振興施策検討委員会副委員長で確認しておりますが、本日の総会で最終的な決定をすることになりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、要望事項について、1項目ずつご審議願います。</p> <p>なお、修正した部分には下線を引いてお示ししております。</p> <p>まず、農地等の利用の最適化の推進に関する要望についてです。事務局より修正した部分について、説明願います。</p>
堀内係長	<p>それでは、議案第1号について、順次ご説明いたします。</p> <p>議案書では、修正箇所には下線を引き、加筆部分はゴシック体で表記し、削除部分は二重線で取り消しをしています。</p> <p>まず、議案書1ページをご覧ください。</p>

堀内係長	<p>「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」のうち、「担い手への農地利用の集積・集約化に関する要望」は、4つの項目がありますが、修正箇所はありません。</p> <p>次に、議案書2ページをお開きください。</p> <p>「耕作放棄地の発生防止・解消に関する要望」について修正箇所をご説明します。まず、(1)ですが、「第3次計画の検証と総括を行ったうえで、『第4次高知市鳥獣被害防止計画（H30～H32）』を策定し」とあった部分を、内容を分かりやすくするために、文言を入れ替えて「第3次高知市鳥獣被害防止計画の検証と総括を行ったうえで、第4次計画（H30～H32）を策定し」としています。</p> <p>次に、(3)ですが、委員さんから指摘のあった「くくり罠」を加え、また要望の趣旨を明らかにするため、「見回りなど設置者の負担軽減や捕獲の効率化を図るため」を冒頭に加えています。</p> <p>最後に、議案書3ページ「新規参入の促進に関する要望」は5項目ありますが、修正箇所はありません。</p> <p>「農地等の利用の最適化の推進に関する要望」の修正箇所は、以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、この件につきましては、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、高知市の農業発展に関する要望についてです。</p> <p>事務局より修正した部分について、説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>「高知市の農業発展に関する要望」は全部で8項目ありますが、修正箇所はありま</p>

堀内係長	せん。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、この件につきましては、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 続きまして、国・県への要望に移ります。事務局より修正した部分について、説明願います。
堀内係長	議案書5ページをご覧ください。 「国・県への要望」の修正箇所は、まず、(3)について、幅広く個人や団体を支援するための要望となるよう、文言の入れ替えと加筆を行い、「農村女性リーダーや青年農業士を始めとする、高知県内の農業発展のために活動している農業者や農業関係団体を支援し」とし、また、子どもだけでなく孫が就農する場合も増えているので、「親元就農」の部分を「両親・祖父母のもとで就農する」としています。 次に、(4)と(5)の項目の順番を入れ替えて、(4)については、場所を具体的に示すために加筆を行い、「春野地域の新川川（長浜川）の護岸整備の早期完成と、県管理河川である芳原川及び新川川支流の北山川」としています。 修正箇所は、以上です。
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —

議長	ないようですので、この件につきましては、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。
委員	— 異議なし —
議長	ご異議なしとのことですので、そのようにいたします。 以上ですべての項目が終わりましたが、他にご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	それでは、この内容で岡崎市長に高知市農業施策等に関する意見書として提出いたします。 以上で、議案第1号 高知市農業施策等に関する意見書の提出についての審議を終わります。ご意見、ご質問はございませんか。
中島委員	補足で学校給食のことを付け加えたいですが、構いませんか。
大野会長	原稿等を事前に回すことになると思いますので、よろしくお願いします。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、次に事務局より事務連絡があります。
長澤主任	お手元に資料1-① 意見書前文(案)をお配りしています。内容をご確認いただき、ご意見・ご質問等がございましたら、10月11日(水曜日)までに事務局までご連絡をお願いいたします。 次に、先週の施策検討委員会でお伝えさせていただきましたように、意見書提出の当日、要望項目の読み上げ後に、追加説明を希望される委員さんがおいででしたら、

長澤主任	<p>本日中に事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>続きまして、お手元の資料1-②「平成29年度意見の提出に向けてのスケジュール（予定）」をご覧ください。</p> <p>本日で8番までが終了いたします。</p> <p>次は運営委員会において、意見書前文の協議、意見書提出当日の次第・進行手順・要望事項・追加説明の確認を行います。意見書提出の当日は、城西館にて、意見書の提出の終了後、意見交換会も行います。意見書提出及び意見交換会の開催案内は農業委員さん、推進委員さんの全員に後日お送りしますので、ご出席と運営へのご協力をよろしくお願いいたします。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	<p>ないようですので、報告事項に移ります。</p> <p>平成28年度農業委員会費の決算について、事務局より報告願います。</p>
岩崎次長	— 平成28年度農業委員会費の決算について 報告 —
議長	続いて、平成29年度農林水産部・農業委員会連携協議について、事務局より報告願います。
岩崎次長	— 平成29年度農林水産部・農業委員会連携協議について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	平成29年度農林水産部・農業委員会連携協議についての協議内容（1）の人・農地プランの連携についての所に、「移動農業委員会の趣旨から、当会で人・農地プランの見直しを行うことは適当でないことを伝える」とありますが、どういう意味でしょうか。

岩崎次長	<p>農林水産課が所管で行っている人・農地プランの見直しにつきましては、地区によっては移動農業委員会を通して見直しの作業を行うことがあり、内容的にはアンケートを行ったり、人・農地プランの取り組みについて意見交換を行いました。移動農業委員会と人・農地プランを抱き合わせてやるというのは、無理ではないかという意見もありましたし、来年度以降に行う移動農業委員会についても新体制になってどのように取り組んでいくのかも検討していかないとはいけませんし、また農林水産課が所管とする人・農地プランにつきましても、もう少し内容を煮詰めた形で作業をしていくことが求められておりますので、その準備作業を整えたうえで、もう一度話し合いをしようということになっております。</p>
西本委員	<p>人・農地プランの日程を農林水産課から示されて、人を集めるのに大変だということで人・農地プランと移動農業委員会を同時に開催しましたが、他の地区でやっている所はありませんか。移動農業委員会に出られる方も人・農地プランに出られる方も就農に関心がありますので、一度で済ますことが適当であろうと調整をしたのですが、いけませんか。</p>
岩崎次長	<p>移動農業委員会の中で人・農地プランを一緒にやることについては、適当でないとするもので、同じ日に時間を分けてやる分についていうものではありません。おっしゃる通り、出席者が少ないということもありますので、今後は周知も含めて事前準備を十分にやっていくという反省にたつての今後の検討ということになっております。</p>
議 長	<p>部長と課長との意見交換会で私もお話をさせていただきましたが、今回は農地利用最適化推進委員が積極的に人・農地プランに関わっていかねばならないとなっておりますが、主体は農林水産課がやらないといけません。人・農地プランの中へ地区の委員長をこしらえたらという話を私にしました。地区の委員長が人・農地プラン等を農林水産課と話をし、それから農業委員会が関わっていくという方向性でいったら連携が取れるのではないかという話をしました。開催時期についても地区の事情がありますので、年度末に一気にやらずに早い時期からやっていただけないかという話をしております。</p>

西本委員

去年の場合は、農林水産課は月まで決めていました。消化をしないといけないと切羽詰まった状況での発表でした。その時は農業委員は知りませんでした。農協へ聞くと会場も押さえていましたが、人が集まらないので、急遽1月に開いたわけです。農林水産課が人・農地プランの見直しについて積極的にやるなら結構なことです。農業委員会も取り合わないわけではないですが、毎年開いておりますが関心のある方はどちらにもいますが、一方に出席される方は農業委員会の会へも出席されるという相乗効果もありますので、今年度も私は農林水産課と話をして同じ日に調整をしようと思いましたが、申し合わせができるのと二の足を踏まないといけないと思ひまして発言させていただきました。

吉良事務局長

農林水産課がするとき人・農地プランだけでは、なかなか人が集まらないと聞きます。移動農業委員会をやるときに一緒にするという事は問題ありません。今までの人・農地プランの話し合いは、移動農業委員会の中の、例えば農業者年金の説明のように一つの項目として人・農地プランというのが出てきて、今まで移動農業委員会の中で、人・農地プランをやりましたが、内容的には出席者に対して地域の話し合いにはなっていないで、「人・農地プランというのがあります登録しませんか」というような話で、一番ひどかった時は、「皆さんご存知だと思いますので皆さんの意見を聞きたいと思ひます」と言って意見がなければそのまま終わって、何も話をしないまま終わったということもありました。それはやめたいということがあって、今回の意見書の提出について真っ先に、人・農地プランの話し合いについて農地利用最適化推進委員が入るので、もう少し積極的に実りのある話にしてくださいということが出ております。今日もそうですが、何度も集まることができないので臨時総会を先にやって、後に農地総会をやるというように同じ日にやるということは何も問題はありせん。移動農業委員会の一つの項目として、人・農地プランを説明して終わりというのは今後やめようという話です。だから同じ日に設定してもらうことは、何ら差し支えはないと思ひます。

西本委員

理解しました。もう一つ聞きたいですが、前に農協で農地パトロールのことで論議をしたのですが、5年、6年も同じように草刈り指導をしています。事務局の方には農林水産省からそんなことで指導をしないといけないので、見ないわけにはいかな

西本委員	<p>い。そういった農家は、農地に復元する意思はなく、その結果、そのままにしている。暑い中そんな所へ何年も行くより、もう少し見直して論議をして、5年以上経って農地に復元する意思がない所には、同じ指導は別として、荒廃農地が適当ではないかという論議をしたり、あるいは草刈りをしたら連絡をしてくれというように改善するといいと思います。特に思ったのは、農地を取得するに利用権設定をしている。それに対して利用権を設定した本人ではなく貸主に草刈りの指導をしています。ここは利用権を設定した明くる年から全然していない。そんな所に5年も6年も同じ指導をするのはおかしいと思います。もう少し実のある農地パトロール、あるいは指導を論議をしていく時期に来てないかと思っています。特に木も太ってきてブルドーザーを入れないと農地にならないという所もあります。見直しもしていると思いますが、農地パトロールについて実のある指導をしてほしいと思います。もう一つは、農林水産課の方から荒廃農地の草を刈って畑にすると補助金が出るから、その農地を遊休農地としてパトロールしてくださいと指導がありました。指導があつて一向に5年ぐらい経っても畑になっておりません。農林水産課の方から、地元の者は荒廃している農地で農地パトロールは行っていないが、そういった要請があつて農地パトロールを行う箇所として申請があつたから農地パトロールに行っているということでした。農林水産課ももう少し責任を持って、2年～3年経ってそのようにならない場合は荒廃農地で構わないのではないかと私は思い、農地パトロールの指導方法としてももう少し論議をするべきではないかと思っています。</p>
榮枝管理主幹	<p>遊休農地の耕作の意思は、遊休農地として見ていくのか荒廃農地として見ていくのかは、現況で判断するということがありますので、今後検討していきたいと思っています。もう一つの利用権設定をしている場合の遊休農地化している分については、所有者と借人の双方にこちらの方から意向調査をして指導をしていきたいと思っております。</p>
吉良事務局長	<p>農地利用最適化推進委員という新たな委員ができておりますが、農地利用最適化推進委員が意向調査を本人の所に行つてやるということも可能です。そこをどうするつもりなのか、今まで手紙を出しても返事もないままのところを、農地利用最適化推進委員に後追いをしてもらつてやります。今年は土佐山でモデル的に調査をしておりますが、それでは荒廃農地を完璧に分けていくということでやっております。荒廃農地</p>

吉良事務局長	<p>は農林水産課と一緒にやってやる仕事ですが、最終的に荒廃農地と農業委員会で決定をすれば、農業委員会の総会で非農地化することも可能です。そのようなことも視野に入れて、荒廃農地になる所を今年から長くても3年間は精密な調査をして、今後どうするのかを決めていこうと思います。その中で本人が作ることができないから非農地で構わないと農地利用最適化推進委員に話をして決まれば、そこから順番に非農地化していくということも有りです。そうするかどうかは今後、総会の中で諮って決めていくことになると思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
西本委員	<p>優良農地に復元しても面積が狭いとか谷あいとか、そのような所に利用権設定は不可能だと思います。私が思うのは、ここを耕せば優良農地で利用権設定もあるだろうということなら構いません。谷あいで5畝足らずの所を誰が木を切って畑にするのか現地を見て判断するべきだと思います。一般的には未然に防ぐということで草刈りの指導はします。ただ現地に合った指導をするべきではないかと思います。</p>
大野会長	<p>農地利用最適化推進委員ができてからそのような方向に動いております。</p>
西本委員	<p>一緒に見に行きました。</p>
大野会長	<p>それを受けて事務局長が説明されたようにA判定農地なのかB判定農地なのかを決めていきます。</p>
西本委員	<p>スピードを持ってやってください。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、この件につきましては、先ほどの文案どおりの内容とすることにご異議ございませんか。</p>

委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、農作業別標準賃金実態調査の変更について、事務局より報告願います。</p>
廣末主事	<p>それでは、農作業別標準賃金実態調査の依頼の変更について、説明いたします。</p> <p>農作業別標準賃金は、個人農家間で行う農作業受委託料金の目安として地域の実態調査等を踏まえ毎年設定をしております。</p> <p>実態調査につきましては、昨年まで農業委員の皆様にご協力いただいておりますが、担当区域で活動する農地利用最適化推進委員が新しくできましたことから、今年から農地利用最適化推進委員に農作業の受託料金の実態調査を依頼し、その調査結果等を基に作成した平成 30 年農作業別標準賃金（案）を農業委員会の総会で決定していただきたいと考えております。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、今回の調査が初めてとなる委員も多いため、農業委員に相談をすることがあると思いますので、その際にご協力をお願いいたします。</p> <p>農作業別標準賃金の設定までの流れにつきましては、今日お配りしております資料 4 の「農作業別標準賃金の設定」を添付しておりますので、参考までにご覧いただければと思います。説明は以上です。</p>
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	今年度の事業計画で述べたことですが、農作業別標準賃金については年内とお願いをしておりましたが、1月にしますか。
堀内係長	<p>農作業別標準賃金表を作成するに当たって、委員の方にお願ひした調査結果と高須農作業受託組合と南国機械銀行からいただく資料を基に作成しておりますが、高須農作業受託組合と南国機械銀行からいただく資料は、それぞれの組織が会を開いて決定しておりまして、その会は 12 月に開いております。それから会で決まった資料を事務局がいただいて農地利用最適化推進委員の実態調査と合わせて数字を出しておりますので、12 月中に出すということが向こうの都合のこともあり難しいです。農業</p>

堀内係長	<p>者の方が1月～12月に使われるということですので、なるべく1月の早い時期に出せるよう事務局も作業をしておりますので、ご理解をいただけたらと思います。</p>
西本委員	<p>1月に決定をしたいので、それまでに私たちは実態調査を済ませていました。前年度や今年度の実態調査をした内容で独自にできないのか、他から資料をいただいて集計をしないと結果が出ないというのはおかしいと思います。私が言っているのは、「12月までにしてください」と言ったらできないとは言いませんでした。何のために計画をしているのか、その時に述べたことが反映されていないのはおかしいと思います。</p>
堀内係長	<p>西本委員からご意見があったことは私も記憶しております。事務局でも平成30年の農作業別標準賃金を決めるにあたって協議もしました。今までさまざまな組織の資料を参考に偏りのないものを出そうと事務局も準備をしておりますので、高須農作業受託組合や南国機械銀行の資料があった方がより広範囲で比較のしやすいものになると思い作業を進めておりましたので、1月の早い時期に出そうとしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
西本委員	<p>事務局がそのような考えなら仕方ないので、質問は終わります。</p>
大野会長	<p>私も以前は農業委員として農作業別標準賃金を出していましたが、自分も全部を賃金として受け取っていたわけではないので、大きな組織等がさまざまな作業を請け負っているという意味では、そういった組織に頼らないとなかなか出てこないということがあると思います。1月上旬を予定になるべく早く作るということですので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>他にございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、続きまして、高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について事務局より報告願います。</p>

堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 — — 青年等就農計画の認定について 報告 —
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、以上をもちまして第7回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。 (午後3時45分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月24日

議長 大野 哲

議事録署名委員 西本 隆洋

議事録署名委員 上田 博

議事録作成者 廣末 翔太